

| CSR報告書2011の制作にあたっては、GRI(Global Reporting Initiative)「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(第3版)」、環境省「環境報告ガイドライン(2007年版)」を参照しています。 |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| 項目   | 指 標<br>「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(第3版)」   |  | CSR報告書2011<br>掲載記事・掲載ページ   | ホームページ<br>掲載記事・掲載箇所  |
| <b>プロフィール</b>  |  |  |  |  |
| <b>1 戦略および分析</b>   |  |  |  |  |
| 1.1  | 組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明  | BI-1 経営責任者の緒言  | 社長メッセージ (P1-2)   | 会社情報＞CSR（企業の社会的責任）＞社長メッセージ   |
| 1.2  | 主要な影響、リスクおよび機会の説明  |  | 社長メッセージ (P1-2)<br>巻頭特集 (P7-14)   | 会社情報＞CSR（企業の社会的責任）＞社長メッセージ／CSRの基本的考え方／CSR報告書巻頭特集   |
| <b>中核指標</b>  |  |  |  |  |
| <b>2 組織のプロフィール</b>   |  |  |  |  |
| 2.1  | 組織の名称  | BI-3 事業の概況   | 会社概要 (P5)  | 会社情報＞会社案内＞会社概要＞会社紹介  |
| 2.2  | 主要なブランド、製品および／またはサービス  | BI-3 事業の概況   | 会社概要 (P5)  | 会社情報＞会社案内＞事業内容   |
| 2.3  | 主要部署、事業会社、子会社、および共同事業などの組織の経営構造  | BI-3 事業の概況   | 会社概要 (P5)  | 会社情報＞会社案内＞会社概要＞会社紹介、事業所、グループ企業一覧   |
| 2.4  | 組織の本社の所在地  | BI-3 事業の概況   | 会社概要 (P5)  | 会社情報／会社案内／会社概要＞会社紹介  |
| 2.5  | 組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名  | BI-3 事業の概況   |  | 会社情報＞会社案内＞会社概要＞会社紹介  |
| 2.6  | 所有形態の性質および法的形式   | BI-3 事業の概況   | 会社概要 (P5)  | 会社情報＞投資家の皆様へ＞決算関連資料  |
| 2.7  | 参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む）  | BI-3 事業の概況   |  | 投資家の皆様へ＞決算関連資料＞有価証券報告書・四半期報告書  |
| 2.8  | 報告組織の規模（従業員数、純売上高あるいは純収入、負債および株主資本に区分した総資本、提供する製品またはサービスの量）  | BI-3 事業の概況、<br>OP-5 総製品生産量又は総商品販売量                                 | 会社概要 (P5)  | 会社情報＞会社案内＞会社概要＞会社紹介<br>投資家の皆様へ＞財務ハイライト   |
| 2.9  | 規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更   | BI-3 事業の概況   | 社長メッセージ (P1-2)<br>持続的発展の基盤として (ISO26000組織統治) (P19)                                       | What's New＞2011<br>会社情報＞投資家の皆様へ＞決算関連資料＞決算短信  |
| 2.10   | 報告期間中の受賞歴  |  | 主な外部表彰 (P38)   |  |
| <b>3 報告要素</b>  |  |  |  |  |
| <b>報告書のプロフィール</b>  |  |  |  |  |
| 3.1  | 提供する情報の報告期間（会計年度／暦年など）   | BI-2-1 報告の対象組織・期間・分野   | 編集方針 (P6)  |  |
| 3.2  | 前回の報告書発行日（該当する場合）  | BI-2-1 報告の対象組織・期間・分野   |  |  |
| 3.3  | 報告サイクル（年次、半年ごとなど）  |  |  |  |
| 3.4  | 報告書またはその内容に関する質問の窓口  | BI-2-1 報告の対象組織・期間・分野   | お問い合わせ先（裏表紙）   |  |
| <b>報告書のスコープおよびバウンダリー</b>   |  |  |  |  |
| 3.5  | 報告書の内容を確定するためのプロセス（重要性の判断、テーマの優先順位付け、組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定）  |  | 編集方針 (P6)  |  |
| 3.6  | 報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）  | BI-2-1 報告の対象組織・期間・分野   | 編集方針 (P6)  |  |
| 3.7  | 報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する。バウンダリーおよびスコープが、組織の重要な経済的、環境的、社会的影響の全範囲の範囲に対処しない場合は、完全に網羅したものを提供するための戦略および予定スケジュールを明記する。 | BI-2-2 報告対象組織の範囲と環境負荷の補正状況   | 編集方針 (P6)<br>環境データ＞事業活動が環境に及ぼす影響 (P34)   | 会社情報＞CSR（企業の社会的責任）＞環境の保全＞環境関連データ   |
| 3.8  | 共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび／または報告組織間の比較可能性に重大な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由                                    |  | 該当なし   |  |
| 3.9  | 報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤   |  | 環境データ＞事業活動が環境に及ぼす影響 (P34)<br>環境データ＞温暖化防止 (CO2削減)に向けた取り組み (P35)                           | 会社情報＞CSR（企業の社会的責任）＞環境の保全＞環境関連データ   |
| 3.10   | 以前の報告書で記載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由（合併／買収、基本となる年／期間、事業の性質、測定法の変更など）   |  | 該当なし   |  |
| 3.11   | 報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定法における前回の報告期間からの大幅な変更。   |  | 編集方針 (P6)  |  |
| <b>GRI報告内容索引</b>   |  |  |  |  |
| 3.12   | 報告書内の標準開示の所在場所を示す表   |  |  | 会社情報＞CSR（企業の社会的責任）＞CSR報告書ダウンロード＞ガイドライン対照表 (GRI、環境省)  |
| <b>保証</b>  |  |  |  |  |
| 3.13   | 報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する。                     |  | 第三者保証報告書 (P39)   |  |
| <b>4 ガバナンス、コミットメントおよび参画</b>  |  |  |  |  |
| <b>ガバナンス</b>   |  |  |  |  |
| 4.1  | 戦略の設定または全組織の監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治機構（ガバナンスの構造）   | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑤企業統治（コーポレートガバナンス）・企業倫理・コンプライアンス及び公正取引に関する情報・指標 | 持続的発展の基盤として (ISO26000組織統治) (P19)   | 会社情報＞CSR（企業の社会的責任）＞持続的発展の基盤として＞コーポレートガバナンス   |
| 4.2  | 最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、そのような人事になっている理由も示す）   |  |  | 会社情報＞会社案内＞役員   |
| 4.3  | 単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび／または非執行メンバーの人数を明記する。   |  | 持続的発展の基盤として (ISO26000組織統治) (P19)   | 会社情報＞会社案内＞役員<br>会社情報＞CSR（企業の社会的責任）＞持続的発展の基盤として＞コーポレートガバナンス                                     |
| 4.4  | 株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム  |  |  |  |
| 4.5  | 最高統治機関のメンバー、上級管理職および執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォーマンス（社会的および環境的パフォーマンスを含む）との関係   |  |  |  |
| 4.6  | 最高統治機関が利益相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス  |  |  | 会社情報＞会社案内＞理念体系＞行動指針系（グループ行動指針）   |
| 4.7  | 経済的、環境的、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス   |  |  |  |
| 4.8  | 経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則   | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑤企業統治（コーポレートガバナンス）・企業倫理・コンプライアンス及び公正取引に関する情報・指標 | 大成建設グループのCSR (P17-18)<br>環境データ＞環境経営活動の実績と目標 (P33)  | 会社案内＞理念体系＞行動指針系（グループ行動指針）  |
| 4.9  | 組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む                  |  | 大成建設グループのCSR＞CSR推進体制 (P17-18)  | 会社情報＞会社案内＞理念体系＞行動指針系（グループ行動指針、グループ行動指針遵守体制整備に関する規程）<br>会社情報＞CSR（企業の社会的責任）＞大成建設グループのCSR＞CSR推進体制 |
| 4.10   | 最高機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス  |  |  |  |
| <b>外部のイニシアチブに対するコミットメント</b>  |  |  |  |  |
| 4.11   | 組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明   |  | 安全で衛生的な作業環境に (ISO26000労働慣行) (P23-24)<br>持続的発展の基盤として (ISO26000組織統治)＞リスクマネジメントへの取り組み (P19) | 会社情報＞CSR（企業の社会的責任）＞安全で衛生的な作業環境に<br>会社情報＞CSR（企業の社会的責任）＞持続的発展の基盤として＞リスクマネジメントへの取り組み              |

| CSR報告書2011の制作にあたっては、GRI(Global Reporting Initiative)「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(第3版)」、環境省「環境報告ガイドライン(2007年版)」を参照しています。 |  |  |   |   |
|--|--|--|---|---|
| 項目   | 指 標<br>「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(第3版)」   |  | CSR報告書2011<br>掲載記事・掲載ページ  | ホームページ<br>掲載記事・掲載箇所   |
| 4.12   | 外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアチブ                                    |  | 地球環境のために(ISO26000環境)(P25~26)  | 会社情報>会社案内>理念体系<br>>行動指針系(グループ行動指針、会社の方針)  |
| 4.13   | 組織が(企業団体などの)団体および/または国内外の提言機関における会員資格  |  |   |   |
| ステークホルダー参画   |  |  |   |   |
| 4.14   | 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト   |  | 大成建設グループのCSR>主なステークホルダーと当社が果たすべき社会的責任(P18)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>大成建設グループのCSR>CSR活動   |
| 4.15   | 参画してもらうステークホルダーの特定および選択基準  |  |   |   |
| 4.16   | 種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ                                      | MP-10 環境コミュニケーションの状況<br>主要なステークホルダーとの環境コミュニケーション等の状況(たとえば調査の実施、地域住民との懇談会、定期的な訪問や報告、取引先との懇談会、・・・コミュニケーションの状況と種別ごとの回数) | 持続的発展の基盤として>株主・投資家の皆様との対話(P20)<br>大成建設グループのCSR>大成建設グループのCSR活動と新しい国際ガイドライン規格・ISO26000(P18) | 投資家の皆様へ>IRカレンダー   |
| 4.17   | その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか                 | 該当なし   | 「持続可能な社会の構築のために大成建設に寄せる期待」(P15-16)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>持続的発展お基盤として>CSRコミュニケーション<br>会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために                      |
| <b>5 マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標</b>  |  |  |   |   |
| <b>経済</b>  |  |  |   |   |
| マネジメント・アプローチに関する開示   |  |  |   |   |
|  | 目標とパフォーマンス   |  |   |   |
|  | 方針   |  |   |   |
|  | 追加の背景状況情報  |  |   |   |
| <b>経済パフォーマンス</b>   |  |  |   |   |
| EC1.   | 取入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保、および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済価値。       | SP1 社会パフォーマンス指標<br>⑧企業の社会的側面に関する経済的指標  |   | 会社情報>投資家の皆様へ>決算関連資料   |
| EC2.   | 気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他リスクと機会   |  |   |   |
| EC3.   | 確定給付型年金制度の組織負担の範囲。   |  |   |   |
| EC4.   | 政府から受けた相当の財務的支援。   |  | 該当なし  |   |
| <b>市場での存在感</b>   |  |  |   |   |
| EC5.   | 主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅。   | 該当なし   |   |   |
| EC6.   | 主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務慣行および支出の割合   | 該当なし   |   | 会社情報>会社案内>理念体系<br>>行動指針系(グループ行動指針)  |
| EC7.   | 現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合。   | 該当なし   |   |   |
| <b>間接的な経済的影響</b>   |  |  |   |   |
| EC8.   | 商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響。                            | SP1 社会パフォーマンス指標<br>④地域及び社会に対する貢献に関する情報・指標  | 地域と社会のために(P31-32)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地域と社会のために  |
| EC9.   | 影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述。  |  |   | 会社情報>投資家の皆様へ>決算関連資料>中期経営計画  |
| <b>環境</b>  |  |  |   |   |
| マネジメント・アプローチに関する開示   |  |  |   |   |
|  | マネジメント・アプローチに関する開示   | MP-1-2 環境マネジメントシステムの状況   |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境経営の推進>環境マネジメントシステム推進体制/CCMO                                       |
|  | 目標とパフォーマンス   | MP-1-2 環境マネジメントシステムの状況   | 環境データ>環境経営活動の実績と目標(P33)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境経営の推進>大成アジェンダ   |
|  | 方針   | MP-1-2 環境マネジメントシステムの状況   |   | 会社情報>会社案内>理念体系<br>>行動指針系(グループ行動指針)<br>会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境経営の推進>環境方針、生物多様性宣言          |
|  | 組織の責任  | MP-1-2 環境マネジメントシステムの状況   |   | 会社情報>会社案内>理念体系<br>>行動指針系(グループ行動指針)<br>会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境経営の推進>環境マネジメントシステム推進体制/CCMO |
|  | 研修および意識向上  | MP-1-2 環境マネジメントシステムの状況   |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介  |
|  | 監視およびフォローアップ   | MP-1-2 環境マネジメントシステムの状況   | 環境データ>環境経営活動の実績と目標(P33)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境法規制等への対応(環境法令教育・作業所環境パトロールの指摘事項)                                  |
|  | 追加の背景状況情報  | MP-1-2 環境マネジメントシステムの状況   |   |   |
| <b>原材料</b>   |  |  |   |   |
| EN1.   | 使用原材料の重量または量。  | OP-2 総物質投入量及びその低減対策  | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響(P34)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ>資源エネルギー量(マテリアルフロー他)   |
| EN2.   | リサイクル由来の使用原材料の割合。  | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-2 総物質投入量及びその低減対策  | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響(P34)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ>資源エネルギー量(マテリアルフロー他)   |
| <b>エネルギー</b>   |  |  |   |   |
| EN3.   | 一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量。  | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-1 総エネルギー投入量及び低減対策   | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響(P34)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ>資源エネルギー量(マテリアルフロー他)   |
| EN4.   | 一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量。  | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-1 総エネルギー投入量及び低減対策   | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響(P34)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ>資源エネルギー量(マテリアルフロー他)   |
| EN5.   | 省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量。  | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-1 総エネルギー投入量及び低減対策   | 環境データ>温暖化防止に向けた取り組み(P35)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介  |
| EN6.   | エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先的取り組み、およびこれらの率先的取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量。 | MP-12 環境負荷の低減に資する商品・サービスの状況  | 持続可能な社会のために>技術が拓く、ゼロ・カーボン建築への道(P9-P12)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介  |
| EN7.   | 間接的エネルギー消費量削減のための率先的取り組みと達成された削減量。   | MP-12 環境負荷低減に資する製品・サービスの状況   | 地球環境のために>低炭素社会の実現(P25-26)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介  |
| <b>水</b>   |  |  |   |   |
| EN8.   | 水源からの総取水量。   | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-3 水資源投入量及びその低減対策  | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響>大成建設のマテリアルフロー(P34)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ>資源エネルギー量>マテリアルフロー   |
| EN9.   | 取水により著しい影響を受ける水源。  |  |   |   |
| EN10.  | 水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合。  | OP-4 事業エリア内で循環的利用を行っている物質等   |   |   |

| CSR報告書2011の制作にあたっては、GRI(Global Reporting Initiative)「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(第3版)」、環境省「環境報告ガイドライン(2007年版)」を参照しています。 |   |  |   |  |
|--|---|--|---|--|
| 項目   | 指 標<br>「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(第3版)」  |  | CSR報告書2011<br>掲載記事・掲載ページ  | ホームページ<br>掲載記事・掲載箇所  |
| <b>生物多様性</b>   |   |  |   |  |
| EN11.  | 保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積。                   | MP-9 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況  |   |  |
| EN12.  | 保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明。                            | MP-9 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況  | 地球環境のために>生物多様性の保全 (P25-26)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介>生物多様性の保全  |
| EN13.  | 保護または回復されている生息地。  | MP-9 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況  | 地球環境のために>生物多様性の保全 (P25-26)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介>生物多様性の保全  |
| EN14.  | 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の処置および今後の計画。  | MP-9 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況  |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介(エコロジカルプランニング/生物多様性の保全)  |
| EN15.  | 事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する。 | MP-9 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況  | 地球環境のために>生物多様性の保全 (P25-26)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介>生物多様性の保全  |
| <b>排出物、廃水および廃棄物</b>  |   |  |   |  |
| EN16.  | 重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの排出総量。  | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-6 温室効果ガスの排出量及びその低減対策<br>MP-8 環境に配慮した輸送に関する状況              | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響 (P34)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ<br>会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介>地球温暖化防止への対応(ロジスティクス・ソリューション) |
| EN17.  | 重量で表記するその他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量。   | MP-8 環境に配慮した輸送に関する状況<br>MP-12 環境負荷低減に資する製品・サービスの状況                                   | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響 (P34)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ<br>会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介(エコロジカルプランニング)                |
| EN18.  | 温室効果ガス排出量削減のための率優先的取り組みと達成された削減量。   | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-6 温室効果ガスの排出量及びその低減対策                                      | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響 (P34-P35)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介(スーパーエコビル/グリーン電力/地球温暖化防止への対応)  |
| EN19.  | 重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量。  | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-6 温室効果ガスの排出量及びその低減対策                                      | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響 (P34)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ>資源エネルギー量   |
| EN20.  | 種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質。   | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-7 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策                                 | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響 (P34)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ  |
| EN21.  | 水質および放出先ごとの総排出量。  | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-10 総排水量及びその低減対策   |   |  |
| EN22.  | 種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量。  | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-9 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策                               | 環境データ>廃棄物のリサイクルと資源の有効活用 (P36)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ  |
| EN23.  | 著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量。  | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-8 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策                                    | 該当なし  | 該当なし   |
| EN24.  | パーゼル条約付属文書I、II、IIIおよびVIIIの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入あるいは輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合。           | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>OP-8 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策、<br>OP-9 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策 | 該当なし  | 該当なし   |
| EN25.  | 報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息環境の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する。                    | MP-9 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況  |   |  |
| <b>製品およびサービス</b>   |   |  |   |  |
| EN26.  | 製品およびサービスの環境影響を緩和する率優先的取り組みと影響削減の程度。  | MP-7 環境に配慮した新技術、DfE等の研究開発の状況<br>MP-12 環境負荷低減に資する製品・サービスの状況                           | 持続可能な社会のために>技術が拓く、ゼロ・カーボン建築への道、インフラを変える、社会が変わる (P9-P14)                           | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>事例紹介   |
| EN27.  | カテゴリー別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合。  | MP-12 環境負荷低減に資する製品・サービスの状況   | 該当なし  | 該当なし   |
| <b>遵守</b>  |   |  |   |  |
| EN28.  | 環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数。  | MP-2 環境に関する規制の遵守状況   | 該当なし  | 該当なし   |
| <b>輸送</b>  |   |  |   |  |
| EN29.  | 組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響。                                     | BI-5 事業活動のマテリアルバランス、<br>MP-8 環境に配慮した輸送に関する状況   | 環境データ>事業活動が環境に及ぼす影響 (P34)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ>CO2排出量経年変化   |
| <b>総合</b>  |   |  |   |  |
| EN30.  | 種類別の環境保護目的の総支出および投資。  | MP-3 環境会計情報  |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地球環境のために>環境関連データ(環境会計)  |
| <b>社会</b>  |   |  |   |  |
| <b>労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件)</b>  |   |  |   |  |
| <b>マネジメント・アプローチに関する開示に関する開示</b>  |   |  |   |  |
|  | 目標とパフォーマンス  | SPI 社会パフォーマンス指標  |   |  |
|  | 方針  | SPI 社会パフォーマンス指標  |   | 会社情報>会社案内>理念体系>行動指針系(グループ行動指針)   |
|  | 組織の責任   | SPI 社会パフォーマンス指標  |   |  |
|  | 研修および意識向上   | SPI 社会パフォーマンス指標  | 安全で衛生的な作業環境に(ISO26000労働慣行)(P23-24)<br>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり(ISO26000人権・労働慣行)(P21-22) | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>安全で衛生的な作業環境に/作業所での取り組み<br>会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり                   |
|  | 監視およびフォローアップ  | SPI 社会パフォーマンス指標  | 安全で衛生的な作業環境に(ISO26000労働慣行)(P23-24)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>安全で衛生的な作業環境に/作業所での取り組み  |
|  | 追加の背景状況情報   | SPI 社会パフォーマンス指標  |   |  |
| <b>雇用</b>  |   |  |   |  |
| LA1.   | 雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力。  | SPI 社会パフォーマンス指標 ①雇用に関する情報・指標   |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり  |
| LA2.   | 従業員の総離職数および離職率の年齢層、性別および地域ごとの内訳   | SPI 社会パフォーマンス指標 ①雇用に関する情報・指標   |   |  |
| LA3.   | 主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利。  |  |   |  |
| <b>労使関係</b>  |   |  |   |  |
| LA4.   | 団体交渉協定の対象となる従業員の割合。   | SPI 社会パフォーマンス指標 ①雇用に関する情報・指標   |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり  |
| LA5.   | 労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最短通知期間。  | SPI 社会パフォーマンス指標 ①雇用に関する情報・指標   |   |  |
| <b>労働安全衛生</b>  |   |  |   |  |
| LA6.   | 労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる従業員総数の割合。                                |  |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり  |
| LA7.   | 地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の死亡者数。  | SPI 社会パフォーマンス指標 ②労働安全衛生に関する情報・指標   | 安全で衛生的な作業環境に(ISO26000労働慣行)(P23-24)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>安全で衛生的な作業環境に  |
| LA8.   | 深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム。            | SPI 社会パフォーマンス指標 ②労働安全衛生に関する情報・指標   |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり  |
| LA9.   | 労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ。  |  |   |  |
| <b>教育および研修</b>   |   |  |   |  |
| LA10.  | 従業員のカテゴリー別の、従業員あたりの年間平均研修時間。  |  |   |  |
| LA11.  | 従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム。                                     | SPI 社会パフォーマンス指標 ①雇用に関する情報・指標   |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり  |

| CSR報告書2011の制作にあたっては、GRI(Global Reporting Initiative)「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(第3版)」、環境省「環境報告ガイドライン(2007年版)」を参照しています。 |  |  |   |   |
|--|--|--|---|---|
| 項目   | 指標<br>「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(第3版)」                                |  | CSR報告書2011<br>掲載記事・掲載ページ  | ホームページ<br>掲載記事・掲載箇所   |
| LA12.  | 定期的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合。                               |  |   |   |
| <b>多様性と機会均等</b>  |  |  |   |   |
| LA13.  | 性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳。    | SPI 社会パフォーマンス指標 ①雇用に関する情報・指標                                       |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり                                   |
| LA14.  | 従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比。  |  |   |   |
| <b>人権</b>  |  |  |   |   |
| <b>マネジメント・アプローチに関する開示</b>  |  |  |   |   |
|  | 目標とパフォーマンス   | SPI 社会パフォーマンス指標 ③人権に関する情報・指標                                       |   |   |
|  | 方針   | SPI 社会パフォーマンス指標 ③人権に関する情報・指標                                       |   | 会社情報>会社案内>理念体系>行動指針系(グループ行動指針)<br>会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり |
|  | 組織の責任  | SPI 社会パフォーマンス指標 ③人権に関する情報・指標                                       |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり                                   |
|  | 研修および意識向上  | SPI 社会パフォーマンス指標 ③人権に関する情報・指標                                       |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり                                   |
|  | 監視およびフォローアップ   | SPI 社会パフォーマンス指標 ③人権に関する情報・指標                                       |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり                                   |
|  | 追加の背景状況情報  | SPI 社会パフォーマンス指標 ③人権に関する情報・指標                                       |   |   |
| <b>投資および調達慣行</b>   |  |  |   |   |
| HR1.   | 人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数。                          |  |   |   |
| HR2.   | 人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー(供給者)および請負業者の割合と取られた対応措置。                      |  |   |   |
| HR3.   | 研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間。                | SPI 社会パフォーマンス指標 ③人権に関する情報・指標                                       |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり                                   |
| <b>無差別</b>   |  |  |   |   |
| HR4.   | 差別事例の総件数と取られた処置。   | SPI 社会パフォーマンス指標 ③人権に関する情報・指標                                       |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>誰もが自分らしく活躍できる職場づくり                                   |
| <b>結成の自由</b>   |  |  |   |   |
| HR5.   | 結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置。       |  |   |   |
| <b>児童労働</b>  |  |  |   |   |
| HR6.   | 児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、児童労働の防止に貢献するための対策。                     | SPI 社会パフォーマンス指標 ③人権に関する情報・指標                                       |   |   |
| <b>強制労働</b>  |  |  |   |   |
| HR7.   | 強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策。                     | SPI 社会パフォーマンス指標 ③人権に関する情報・指標                                       |   |   |
| <b>保安慣行</b>  |  |  |   |   |
| HR8.   | 業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合。                           |  |   |   |
| <b>先住民の権利</b>  |  |  |   |   |
| HR9.   | 先住民の権利に関係する違反事例の総件数ととられた措置。  |  |   |   |
| <b>社会</b>  |  |  |   |   |
| <b>マネジメント・アプローチに関する開示</b>  |  |  |   |   |
|  | 目標とパフォーマンス   | SPI 社会パフォーマンス指標  | 大成建設グループのCSR>大成建設グループのCSR活動と新しい国際ガイダンス規格・ISO26000(P18)<br>環境データ>環境経営活動の実績と目標(P33) | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>大成建設グループのCSR/地球環境のために>大成アジェンダ                        |
|  | 方針   | SPI 社会パフォーマンス指標  |   | 会社情報>会社案内>理念体系>行動指針系(グループ行動方針)  |
|  | 組織の責任  | SPI 社会パフォーマンス指標  | 社会から信頼される企業として(ISO26000公正な事業慣行)(P27-28)<br>持続的発展の基盤として(ISO26000組織統治)(P19-20)      | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>社会から信頼される企業として>コンプライアンス推進体制の整備                       |
|  | 研修および意識向上  | SPI 社会パフォーマンス指標  | 社会から信頼される企業として(ISO26000公正な事業慣行)(P27-28)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>社会から信頼される企業として>コンプライアンス推進体制の整備                       |
|  | 監視およびフォローアップ   | SPI 社会パフォーマンス指標  | 社会から信頼される企業として(ISO26000公正な事業慣行)(P27-28)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>社会から信頼される企業として>コンプライアンス推進体制の整備                       |
|  | 追加の背景状況情報  | SPI 社会パフォーマンス指標  |   |   |
| <b>コミュニティ</b>  |  |  |   |   |
| S01.   | 参入、事業展開および撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実施慣行の性質、適用範囲および実効性。 |  | 地域と社会のために>大成建設グループ会社の取り組みから(P32)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>地域と社会のために  |
| <b>不正行為</b>  |  |  |   |   |
| S02.   | 不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数。                                       |  |   |   |
| S03.   | 組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合。                                   |  |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>社会から信頼される企業として>コンプライアンス推進体制の整備                       |
| S04.   | 不正行為事例に対して取られた措置。  | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑤企業統治(コーポレートガバナンス)・企業倫理・コンプライアンス及び公正取引に関する情報・指標 | 社会から信頼される企業として(ISO26000公正な事業慣行)(P27-28)   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>社会から信頼される企業として>コンプライアンス推進体制の整備                       |
| <b>公共政策</b>  |  |  |   |   |
| S05.   | 公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動。                                      |  |   |   |
| S06.   | 政党、政治家および関連組織への国別の献金および現物での寄付の総額。                                    |  |   |   |
| <b>反競争的な行為</b>   |  |  |   |   |
| S07.   | 反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果。                           | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑤企業統治(コーポレートガバナンス)・企業倫理・コンプライアンス及び公正取引に関する情報・指標 |   |   |
| <b>遵守</b>  |  |  |   |   |
| S08.   | 法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数。                                   | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑤企業統治(コーポレートガバナンス)・企業倫理・コンプライアンス及び公正取引に関する情報・指標 |   |   |
| <b>製品責任</b>  |  |  |   |   |
| <b>マネジメント・アプローチに関する開示</b>  |  |  |   |   |
|  | 目標とパフォーマンス   | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑦広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標                        | 大成建設グループのCSR>大成建設グループのCSR活動と新しい国際ガイダンス規格・ISO26000(P18)                            | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>大成建設グループのCSR   |
|  | 方針   | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑦広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標                        |   | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>品質は私たちのプライド  |
|  | 組織の責任  | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑦広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標                        | 品質は私たちのプライド(ISO26000消費者(顧客)課題)(P29-30)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>品質は私たちのプライド  |

CSR報告書2011の制作にあたっては、GRI(Global Reporting Initiative)「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(第3版)」、環境省「環境報告ガイドライン(2007年版)」を参照しています。

| 項目                       | 指 標<br>「サステナビリティ・レポート・ガイドライン2006(第3版)」   |   | CSR報告書2011<br>掲載記事・掲載ページ  | ホームページ<br>掲載記事・掲載箇所            |
|--------------------------|--|---|---|--------------------------------|
|                          | 研修および意識向上  |   | 品質は私たちのプライド<br>(ISO26000消費者(顧客)課題)<br>(P29-30)<br>大成建設グループのCSR>大成建設グループのCSR活動と新しい国際ガイダンス規格・ISO26000 (P18) | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>品質は私たちのプライド |
|                          | 監視およびフォローアップ   |   |   |                                |
|                          | 追加の背景状況情報  |   |   |                                |
| <b>顧客の安全衛生</b>           |  |   |   |                                |
| PR1.                     | 製品およびサービスの安全衛生面の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合。 | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑦広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標 | 品質は私たちのプライド<br>(ISO26000消費者(顧客)課題)<br>(P29-30)  | 会社情報>CSR(企業の社会的責任)>品質は私たちのプライド |
| PR2.                     | 製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載。  | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑦広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標 |   |                                |
| <b>製品およびサービスのラベリング</b>   |  |   |   |                                |
| PR3.                     | 各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合。                             | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑦広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標 |   |                                |
| PR4.                     | 製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載。                                       | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑦広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標 |   |                                |
| PR5.                     | 顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行。  |   |   |                                |
| <b>マーケティング・コミュニケーション</b> |  |   |   |                                |
| PR6.                     | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム。                              |   |   |                                |
| PR7.                     | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載。                             | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑦広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標 |   |                                |
| <b>顧客のプライバシー</b>         |  |   |   |                                |
| PR8.                     | 顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数。  |   |   |                                |
| <b>遵守</b>                |  |   |   |                                |
| PR9.                     | 製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額。   | SPI 社会パフォーマンス指標<br>⑦広範な消費者保護及び製品安全に関する情報・指標 |   |                                |